

## 運用開始に向けた周知について

## 1 今後の周知予定について

- (1) 定例記者会見
  - ・ 12月（時期未定／12月下旬の見込み）の定例記者会見で制度導入について発表予定
- (2) リーフレット作成
  - ・ A4 両面カラー版のリーフレットを作成（12月上旬完成予定）  
※詳細は「2 リーフレット案について」参照
- (3) 市民への周知

12月下旬から1月上旬にかけて、様々な媒体を活用し周知を行う予定。

  - ・ ホームページ掲載
  - ・ SNS（旭川市公式 LINE・フェイスブック・X，女性活躍推進課Instagram）による周知実施
  - ・ リーフレットを市有施設に配置
  - ・ 報道機関への報道依頼
  - ・ 広報誌掲載（1月号に特集記事を掲載／1月10日頃から配付開始予定）
- (4) 事業者・医療機関への周知
  - ・ 旭川商工会議所を通じて、会員企業（約3,600社）にリーフレット送付予定  
※年末に発送→年明け到着
  - ・ 旭川市医師会を通じて、市内の医療機関（約230機関）にリーフレット送付予定  
※1月10日発送予定
- (5) 学校関係への周知
  - ・ 教職員向けとして、旭川市内の学校（小中学校・高校・大学）にリーフレット送付予定（1月上旬予定）

## 2 リーフレット案について

### (1) 作成イメージ（参考：函館市作成リーフレット）

リーフレットについては，一般的な内容で作成し，配布先ごとに個別に伝えたい内容は依頼文に記載する

### (2) 記載内容案

ア 旭川市パートナーシップ宣誓制度についての説明文

イ 宣誓できる人の要件

ウ 宣誓手続きの流れ

※大まかな流れを記載，詳細は二次元コードを掲載しホームページに誘導

エ 1市8町の連携について

※どこの自治体でも手続き可能な旨を記載

オ 受領証，受領カード画像

カ 当事者の方が困っていることの例示

例) 自分たちの関係を周りの人に説明しづらい

同性カップルだと住宅が借りづらい

パートナーの入院時に家族としての扱いを受けることができない

キ 市民，事業者へのお願い

次の内容を盛り込んだ文章を作成し記載

- ・ 法的効力はないが，性的マイノリティの方の生きづらさの軽減を図り，誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すという制度の趣旨を皆さんに理解いただきたいこと
- ・ お店や病院などで，パートナーであることを証明するためにカード等を提示される場合があること
- ・ カード等を提示された際に，2人の関係を本人の同意なく口外しないこと（アウティングへの注意喚起）
- ・ 事業者に対し，今後，カード等を活用できる場面が増えるよう協力を依頼